



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） …… 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 3
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・6件（道路街路課）…………… 4

選挙管理委員会事項

- 沖縄県選挙管理委員会委員の異動…………… 6
- 沖縄県選挙管理委員会委員長の選挙…………… 6
- 沖縄県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定…………… 6
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6

告 示

沖縄県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 久志真土地改良区
- 2 認可年月日 平成25年 4月 4日

沖縄県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり今帰仁村土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	與那嶺勝	今帰仁村字崎山120番地
理事	與那嶺勝也	今帰仁村字仲尾次258番地
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地の6

理事	小那覇安淳	今帰仁村字仲宗根2番地の13
理事	島袋一昭	今帰仁村字上運天911番地の2
理事	與那嶺幸人	今帰仁村字崎山255番地
理事	新城菊夫	今帰仁村字今泊969番地
監事	諸喜田展生	今帰仁村字玉城513番地
監事	山城直一	今帰仁村字崎山121番地
監事	謝花喜洋	今帰仁村字渡喜仁55番地

任期 平成25年4月1日から平成29年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	與那嶺勝	今帰仁村字崎山120番地
理事	與那嶺勝也	今帰仁村字仲尾次258番地
理事	比嘉峯夫	今帰仁村字今泊2049番地の1
理事	米須清和	今帰仁村字謝名1034番地
理事	山城透	今帰仁村字崎山860番地の6
理事	小那覇安淳	今帰仁村字仲宗根2番地の13
理事	島袋一昭	今帰仁村字上運天911番地の2
理事	與那嶺幸人	今帰仁村字崎山255番地
監事	諸喜田展生	今帰仁村字玉城513番地
監事	山城直一	今帰仁村字崎山121番地
監事	謝花喜洋	今帰仁村字渡喜仁55番地

沖縄県告示第253号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施した地域 石垣市
- 2 基本測量を実施した期間 平成24年4月12日から平成25年3月15日まで
- 3 作業種類 基本測量（超長基線測量）

沖縄県告示第254号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市東部
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年1月30日から同年3月8日まで

3 作業種類 公共測量（1級・2級・4級基準点測量、水準測量、縦断測量及び横断測量）

沖縄県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局平良港湾事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良港
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年11月23日から平成25年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級水準測量）

公 報

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月28日まで縦覧に供する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人のあ
- 3 代表者の氏名 吉田美佐子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市美里一丁目6番6号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、身障者、児童に対して移手段、食事作り及び配達に関する事業を行い、交通弱者の人々及び、社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月28日まで縦覧に供する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サポーター
- 3 代表者の氏名 島袋さとみ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字国場260番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、児童・生徒に対して、宿題確認等保護者の支援に関する事業を行い、子供の健全育成に寄与すること及び道路・公園等に対して、清掃等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月28日まで縦覧に供する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なちゅら福祉ネット
- 3 代表者の氏名 安里宏之
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市普天間一丁目18番13号

5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人が生涯にわたってその人らしい暮らしができる社会の実現に向けて各種福祉事業を展開するとともに、地域、行政、各福祉機関等と連携を図り、円滑な福祉サービスを提供する。また地域ふれあい活動、地域ボランティア育成事業等を展開し、市民でつくる地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年5月31日まで縦覧に供する。

平成25年4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人那覇市街角ガイド
- 3 代表者の氏名 新城俊郁
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志2丁目1番4号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、那覇市を訪れる観光客やコンベンション参加者等に観光旅行の魅力の一つである、地元の人とのふれあいを楽しんでもらいながら、那覇市の観光施設や芸能、文化等の観光ガイド、または那覇市観光協会の案内所において観光情報の提供を行い、那覇市の観光産業と地域の活性化に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年3月14日から平成27年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成14年11月11日から平成27年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成18年7月12日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成30年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成11年9月24日から平成28年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 4月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成10年7月30日から平成27年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

沖縄県選挙管理委員会委員に次のとおり異動があった。

平成25年4月16日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

区 分	住 所	氏 名	異 動 年 月 日
退職した委員	沖縄県那覇市泉崎2丁目17番地9	阿波連 本 伸	平成25年4月8日 (自己都合により退職)
就任した委員	沖縄県宮古島市平良字西仲宗根51番地	奥 平 玄 孝	平成25年4月8日 (補欠)

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、平成25年4月8日沖縄県選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

平成25年4月16日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

住所 沖縄県那覇市楚辺3丁目4番17号
氏名 当山 尚幸

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときにおいて、その職務を代理する委員に次の者を指定した。

平成25年4月16日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

住所 沖縄県中頭郡北谷町字宮城1番地713
氏名 龍野 博基

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成24年沖縄県選挙管理委員会告示第34号は、廃止する。

平成25年 4月16日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,928
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 249,399
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,441
うるま市	30,417
沖縄市	34,185
宜野湾市	23,910
浦添市	28,235
那覇市	83,362
豊見城市	14,837
南城市	10,688
糸満市	14,908
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,627
石垣市（八重山郡を含む。）	13,871
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,409
中頭郡	38,411
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	24,166

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---